

2015年5月22日

茨城県知事

橋本 昌 様

県民要求実現茨城共同運動連絡会
(略称 茨城共同運動)

会 長 榑 原 徹

2015年度要求書の提出について

県民生活の向上と本県産業の振興・発展にご尽力されておられる貴職に心から敬意を申し上げます。

県民要求実現茨城共同運動連絡会も今年で11回目の要求書の提出となります。私どもの要求に対し、大変忙しいなか職員の皆さまには真摯な回答を寄せていただいていますことに心から感謝申し上げます。

さて、安倍内閣は「戦争できる国づくり」と「世界で一番企業が活躍しやすい国づくり」を強引に推進しています。しかし、戦争法案や辺野古への基地移転、消費税増税、原発再稼働、労働法制の改悪など安倍内閣の重要政策について、国民の多数が反対しています。国民の「平和のうちに生存する権利」をはじめとする基本的人権を脅かすものだからです。県政には、こうした国政に異を唱え、悪政の防波堤となって、県民の福祉の増進に全力を尽くすことがもとめられているのではないのでしょうか。

庶民増税が進む一方で、社会保障制度の改悪がすすんでいます。14年度の実質GDPのマイナスが実証しているように、非正規労働者は増加の一途を辿り、労働者の賃金は物価上昇に追いつけず、地域経済も停滞から脱却できない状況です。

このような状況のもとで、くらしと経営の向上、福祉や教育の充実、安心・安全な地域づくり、失われつつあるコミュニティーの再生など県民の要求は切実になっており、県政への期待はいつにもまして高まっています。

県民の期待に積極的に応えていただくとともに、県民や諸団体との協働の発展を願って「2015年度要求書」を提出いたします。大変お忙しいことと存じますが、各事項にご回答いただくとともに、要望事項の実現や前進に向けてご尽力いただきますことを心からお願い申し上げます。

2015年度茨城県への要求事項

1. 雇用確保・拡大、最賃引き上げは喫緊の課題

労働者の実質賃金指数は2014年度、前年度比3.0%減で4年連続マイナスになっています。不安定雇用労働者は、1,962万人に及び、物価高・消費税増税による新たな負担増で国民生活は困難な状況に陥っています。一方で、金融を除く上場企業の2015年3月期業績は、合計営業利益が32兆円にもものぼっています。「21世紀の資本」の著者トマ・ピケティ氏も2010年以降の日本がヨーロッパ以上に格差が拡大していると指摘しています。

(1) 最低賃金を1,000円以上に

茨城県の最低賃金は現在729円で、全国平均764円を下回っています。月155時間働いても11万3千円であり、年収135万円です。これでは到底、憲法25条で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」とはいえません。地方間の格差も拡大しており、時給の高い首都圏へ若者が流入する要因の一つになっています。最低賃金の制度は、中央の目安額を元に茨城県の最賃審議会で審議されます。

①県知事として最低賃金1,000円以上を茨城労働局に求めること。

(2) ブラック企業の根絶を

昨年11月に労働局が実施した過重労働の重点監督の結果が公表されました。調査した県内104事業所のうち、8割近い82事業所で、違法な時間外労働をさせるなど労基法違反があり、是正、改善が行われました。これは氷山の一角です。

①労働局と連携を強め、ブラック企業の根絶をはかるとともに、県内労働者から過労死などを出さない対策を講じること。

(3) 県・市町村非正規職員の労働条件改善を

茨城労連が2014年度に実施した「公契約アンケート」調査結果によれば、市町村の非正規職員構成比は39.6%と過去最高となっています。昨年7月に公務員部長通知において、臨時・非常勤職員については臨時的・補助的業務、または、特定の学歴経験を要する職務に任期を限って任用するものと助言を行い、その職の位置づけを明らかにしています。しかし、市町村の実態は、恒常的な仕事に就き、任用を繰り返しています。

①県における臨時・非常勤職員の任用方法を明らかにすること。

②7.4公務員部長通知内容を徹底するよう市町村に助言すること。

(4) 県で働く職員の労働条件の改善、正規職員を増やす

昨年、部局ごとの非正規職員数並びに構成割合の回答をいただきました。

①平成27年4月1日現在の部局ごとの非正規職員数並びに割合、任用方法を明らかにすること。

②県が雇用する非正規職員の最低賃金を時給1,000円以上とすべきと考えるが、今後引き上げの計画を明らかにすること。計画がない場合は、それができない理由を明らかにすること。

③県の職員から職務上の電子メールが市町村役場に夜9時過ぎに入ることが常態化しているが、県が行っている県職員の時間外労働縮減の方策を明らかにすること。

④減り続けている正規職員を大幅に増やすこと。

(5) 茨城県内で現在不足している看護師、介護士、建設関係従事者、保育士等の人材育成等に県として現在取り組んでいる具体策を明らかにすること。

- (6) 悪質なブラック企業の新卒求人受理をハローワークが拒否できる「青少年雇用促進法案」が成立する見通しとなった。新卒求人の拒否は2016年3月からの開始予定であるが、いまから労働局との連携を強める体制を構築すること。

2. 生活困窮者対策、生活保護行政の充実をめざして

(1) 生活保護行政の充実をめざす

- ①生活保護制度は、憲法第25条に規定した生存権を具現化するための社会保障の一つであり、国家責任による最低生活保障の原理に基づくものである。地方自治体が法定受託事務としてとりくむ生活保護実施のための費用は、全額国庫負担とするよう要請すること。
- ②県内の生活保護の現状と傾向、その原因等を明らかにし、全国的動向との比較や特徴点などを明らかにすること。
- ③厚生労働省見解として生活保護捕捉率の調査は困難との昨年回答されたが、厚生労働省の生活困窮者自立支援制度の主な対象者として、各種調査統計結果をもとに年間約40万人と推計している。あらためて、生活困窮者自立支援法や生活保護法に留まらず、各種社会保障制度充実をめざす観点からも、生活困窮者を把握するための継続的調査の実施を国に求めること。
- ④生活保護受給者をターゲットとする貧困ビジネスが社会問題となっているなか、劣悪な住環境の無料低額宿泊所等の施設に対する指導強化も始まった。貧困ビジネスとして捉えている問題事例を明らかにするとともに、それらに対する対策や支援策の有無を明らかにすること。
- ⑤社会福祉法第16条で規定されているCWの配置基準について、増加の一途をたどる受給者数への対応や、きめ細やかなCWによる支援実施を確立する観点から、60:1への標準数の見直しを基本に、「標準数」から「法定数」に戻すよう国に求めること。
- ⑥医療扶助適性化の名のもとに後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を法制化し、その数量シェアが75%未満の市町村に対して、使用促進計画を義務付けるとともに、一定の基準を満たす場合には、補助金補助率の引き上げを行う方向が示されている。補助金の多寡をちらつかせる手法は基本的に問題であり、法定受託事務適正実施の観点からも疑問である。取組評価の補助金交付連動に反対し、連動させないよう国に要請すること。

(2) 生活困窮者対策について

- ①4月1日法施行された生活困窮者自立支援法に基づく具体的とりくみは、多くの自治体が義務付けられた必須2事業のみを実施する形でスタートが切られた。任意事業実施を見送った多くの市に対する県としての分析評価を明らかにするとともに、それに基づく今後の対応についても明らかにすること。
- ②任意事業を見送る原因の一つとして、各市の厳しい財政事情が考えられることから、あらためて、任意事業に対する国による費用負担率を、必須事業同様の4分の3とするように国に対して働きかけること。
- ③県予算に新規事業として計上された生活困窮者支援事業40,549千円の具体的使途について明らかにすること。
- ④生活困窮者に対する自立相談支援をするなかで、重要な役割を担う相談員は多方面の知識が必要となる。相談員に対する研修を充実させるとともに、先進事例を各市町村に周知するな

ど、適切な運用がなされるよう県として支援すること。

(3) 「差押え最優先」の過酷な取り立てで自殺者も

茨城県租税債権管理機構に債権回収を依頼するなかで、とうとう強引な取り立てで自死されたケースが県南地域で起きてしまいました。昨年の回答で、「市町村から事案の移管を受けたときは、まず、納付指定日を設定した「徴収引受通知書兼差押予告書」を滞納者に送付します。その後、滞納者から申し出があれば納税相談を実施するとともに納付指定日を経過した事案については、広域的に財産調査を実施し、納付資力を見極めた上で滞納処分を行っております。」と言いつつ、相談に訪れると「即刻全額支払うか、一年以内に完済の見込みがなかったら差し押さえる」と、言っていることとやっていることが全く違う対応が続いています。

- ①茨城租税債権管理機構は「県内全市町村で構成される一部事務組合」で県とは一線を画し、県から指導助言することの出来る団体ではありません」と、再三の回答が寄せられています。それでは、県と機構の関係および機構の職員構成を明らかにされたい。
- ②「滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適切な執行に努めていただきたい」（2014/1/24 総務省事務連絡）とは相容れない、解っていないながら差押え禁止財産までも差押えるケースが常態化しています。同時に得意先に問いあわせられて仕事を切られるというケースや、機構の要求する月々の支払いをすると手元に残る一家の生活費が生活保護基準の半額以下になってしまうような要求を突きつけるケースもありました。この様な実態を把握しているか明らかにすること。また、これが法律に合致していると言えるのか併せて明らかにすること。
- ③機構及び県税事務所、県内市町村での税及び滞納税の納付処理期間に納税者本人が変更になったケース（死亡）はこの15年で何例あったのか、明らかにされたい。
- ④「HPと文書送付」のみでは納税意識は上がりません。県として機構に移管される前に納税者の喚起を促す手法や方策を各市町村に提案頂き、県民に期限内での納税意識が高揚する工夫をお願いしたい。そうなるこそ納税率の向上が保証されるのではないのでしょうか。見解を明らかにすること。
- ⑤昨年度一年間で20億円の滞納税の回収（本税15億、延滞税5億）をしたとのことですが、改めて県として、機構の徴収実態を調査し、県の責任として財産を差押えられた県民の生活実態を調査把握し、公開して頂きたい。

昨年「滞納者の生活や営業の立て直しについては、専門の窓口で相談すべきものと考えます。希望があれば、該当する窓口の案内をしております。」と回答しておりますが、どのような窓口か明らかにすること。

⑥機構及び県税事務所、県内市町村の徴収業務について

- A) 県職員の機構および県内市町村への派遣人数（直近5年）を示すこと。
- B) 徴収職員への教育内容に、納税緩和措置の制度・活用を説明すること。
- C) 窓口で納税緩和制度の申請用紙を置くと、また案内すること。
- D) 納税相談への第三者立会を認めること、また市町村に助言すること。
- E) 納税相談では、納税者が納付可能な額での納付計画をつくるようにすること。

3. 地域の宝、小企業・家族経営に光の差し込む振興政策を

(1) 地域循環型施策で話題の二つの施策

地域活性化の起爆剤として、地方創生交付金の活用などで「住宅リフォーム・店舗リニューアルの助成」制度が全国的に拡がりを見せています。

1) 高知県では、「地域商店の魅力向上」「地域商業の活性化を図る」ことを目的として、4月より県レベルでは初となる商店リニューアル助成制度「店舗魅力向上事業費補助金」を創設しました。これには高知県商店街振興組合連合会理事長も「理にかなった制度で、既存の個店に対する支援はこれまでに無く画期的。商店主を元気にし、商売を後押ししてくれる制度」と絶賛しています。補助の対象は、a) 商店街などで事業を営み、経営革新に取り組もうとしている。b) 5年以上継続して事業を行う。c) 店舗面積が1,000平方メートル未満の事業主。商店街・商業集積地に限られ、事業計画を作成・提出することが求められます。これは、昨年度の回答「県では、魅力ある個店づくりに向けた集客力や販売力の向上のため」の様々な施策を強力に後押しし、加速力をつける施策となると思われます。

①地域の小企業と地域経済を活性化する「商店リニューアル助成制度」を、県としても取り組み、県内市町村にも実施を促すこと。

2) 地域循環型の仕事おこしとして全国的に定着してきている「住宅リフォーム助成制度」。2010年から13年の4年間の秋田県の実績はリフォーム51,776件、68億6,220万円の助成金に対して工事総額が1,032億4,960万円。平均工事価格が199万円、経済波及効果は1,626億円と推計されています。3月27日の衆院地方創生特別委員会で、京都府の与謝野町では2009年から3年間の補助金総額は2億6,400万円で、工事費総額は40億円に達し、経済波及効果は23.84倍と試算していることに触れ、財政的な支援も含め地方を応援することを迫られた石破茂地方創生担当相は「住宅リフォームは進めていかなければならない。経済効果が高いことも事実、それがどのような効果を発揮しているものか検証していかなければならない」と答弁しております。『地方総合戦略』に小規模事業者支援と住宅リフォームや商店リニューアル助成など内需拡大につながる地域循環型の政策が組み込まれるよう県としても、その実現と各市町村に強く要望をお願いしたい。同時に、県産材のさらなる利用促進を目的に、茨城県県産木材利用促進条例が制定されました。

①県内市町村で実施されている「住宅リフォーム助成制度」に県産材の利用拡大を求める施策をつくりすすめること。

②安定供給体制づくりとして、川中側の製材業者の推移（ピーク時と直近5年間）と育成施策をつくりすすめること。

③県も含め、すべての自治体で地域経済を支援する「住宅リフォーム制度」をつくりすすめること。

(2) 「いばらき成長産業プロジェクト」について

昨年の回答で「今後も需要拡大が期待される成長分野（次世代自動車、環境・新エネルギー、健康・医療機器、食品）への県内中小企業の進出を促進するため、それぞれの分野ごとに必要な情報の提供や大手企業等への技術提案を支援するほか、産学連携・異分野連携を促進し、新たな技術開発・製品開発につなげてまいります。」と述べています。

①この一年間の推移とこのプロジェクトに費やした費用と、効果を明らかにすること。

(3) いばらき産業大県創造基金の拡充

昨年、「特に小企業・家族経営でも利用しやすい基金への改善検討の結果および採択事業の成果等の周知の検討結果を明らかにし、事業の拡充をはかること。」との要求に対する回答は、

地域でコツコツと頑張っている大多数の小企業・家族経営の利用しやすい基金ではないと宣言されたようです。もっと底辺で地域経済を支えている小企業・家族経営に視線を向けて支援を膨らませてこそ地域経済が活気づき、産業大県としての目的が達成されるのではないのでしょうか。

①制度への公募件数と採択件数、採択の事業計画を明らかにすること。

②振興公社任せではなく、県当局として、広報・経営革新の事業計画作りの強化・促進の施策と体制づくりをすすめること。

(4) 市町村が関与できる商工行政とその展開を

市町村の商工行政との連携をもとめてきました。

①この一年間での特筆すべき取り組みを明らかにすること。

(5) 中小零細事業者を倒産・廃業させず、経営を好転させる立場の金融対策について

中小企業金融円滑化法が終了し2年が過ぎ、金融機関による対応は厳しい方向へと変化しています。県は各制度の横断的な借り換えを可能にするとともに、融資期間を延長することなどにより、経営改善を図ろうとする中小企業を支援する目的で、昨年4月に借り換え融資制度を創設しました。さらに、昨年6月成立の小規模企業振興基本法は、国、自治体に加えて金融機関にも適切な役割分担と相互連携を図り協力することを求めました。

①県借り換え融資制度の利用状況（申請件数、利用件数と融資額）とその評価、今後の施策について報告すること。

②県借り換え融資制度の目的を実現するために、県は保証料補助を増額し、金融機関に対して返済要件・納税要件の緩和や、融資相談で相談者に紹介することを要請すること。

③県は、銀行、保証協会が組織の役割を自覚し、「中小企業円滑化法」後も、返済計画の見直し等、経営改善計画づくりにも親切に対応するよう要請すること。

④県は、すべての融資を対象にした借り換え融資制度や、昨年2月より活用がはじまった「経営者補償ガイドライン」を尊重し、債権放棄による事業再生をめざす「制度融資損失補償制度（仮称）」を創設すること。

⑤特別小口保険（保証）を全額保証（100%保証）から部分保証（80%保証）とする、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案が今通常国会で成立しようとしています。

特別小口保険の部分保証化は、信用保証制度の大幅な後退を招く危険性があり、従業員数5人以下の小企業者の事業の持続的な発展を基本原則とする小規模企業振興基本法に反するものです。以上の趣旨から、信用保証制度の特別小口保険（保証）については、中小業者への全額保証（100%保証）の恒久化を国や関係機関に求めること。

(6) 小規模企業振興基本法の具体化について

小規模企業振興基本法は、小規模企業（従業員5人以下）が、地域経済の支え手として、また、雇用の担い手として大きな役割を發揮していることに着目し、事業の持続的発展を支援する施策を、国・地方自治体が連携して講じる責任を明記しました。事業の持続的発展を支援する施策の企画立案に責任を負う自治体に対し事業者への支援の具体化を求めます。

①法にもとづく政策立案、対応・対策がはじまっていけばその進捗状況を明らかにすること。

②政策立案の基礎となる事業者の要望等を聞き取る悉皆調査を、市町村と連携し実施すること。

③事業者の地道な工夫や変革を支援する、必要な時に必要な情報や相談が受けられる、スタッフと設備等を備えた「小規模企業経営支援センター（仮称）」をつくること。

- ④市町村における施策立案へ、指導・援助体制をつくり促進すること。
- ⑤これらを今年10月までに策定予定の「地方版総合戦略」に、反映させること。

(7) 地方創生は国言いなりでなく地方自治を發揮して

政府は「まち・ひと・しごと創生法」にもとづく「地方創生」を推進しています。この事業は、衰退している地方の要望を反映している側面もありますが、「連携中枢都市圏」など経済機能や行政サービスのさらなる「選択と集中」・「連携と集約」を推進することも基本目標のひとつとしており、農山村はもとより大都市の持続性をも危うくしかねない側面があります。これを推進するために喧伝された「自治体消滅」論の行き着く先には、道州制があることも重大です。

そもそも、地方の衰退は、消費税増税や福祉・医療・介護の国庫負担の削減、非正規雇用の拡大、市町村合併などを推進してきた政府に責任があります。その転換こそが必要なのに、さらなる消費増税や社会保障費の削減、TPP推進など一層衰退させる施策を加速させています。

したがって、地方の再生に役立つ事業については積極的に推進することは当然ですが、県民と自治体の利益に反するような施策は拒否することが大切です。

- ①国から要請されている「地方版総合戦略」の策定にあたっては、雇用や医療、子育てなどをはじめ私たちの要求や主張を取り入れること。
- ②市町村の「地方版総合戦略」の策定にあたっては、コンサルタントに依存しないで自治の力を發揮するよう助言すること。
- ③人口減少対策に稲敷市や桜川市、利根町、境町、阿見町等で具体的な施策がすすめられています。そうした自治体に対する支援策を明らかにすること。
- ④公共施設は、公共サービスの提供、住民自治と地域コミュニティ活動の拠点、災害時の避難施設など、地域の拠点としての役割が發揮できるように維持補修に努め、老朽化の理由で安易に廃止しないこと。
- ⑤県として現在、地方債を活用して、取り壊す公共施設名を具体的に明らかにすること。

(8) 「道州制」「地方分権」と「国の出先機関」の廃止・削減に反対する

「道州制」は「究極の構造改革」とする財界の戦略であり、国が責任を持つべきナショナルミニマムや全国一律のセーフティーネットの確保を地方に押しつけるものです。自治体の財政に応じてサービス水準が低下し、地域間格差を一層拡大させますし、生活に困窮する人がサービスを受けられなくなってしまいます。

全国町村会大会では、道州制導入に反対する特別決議が採択されていますし、全国町村議長会では各地方議会で「道州制に断固反対する決議」を各地で採択させています。都道府県全国知事会や全国市長会においても「道州制導入は慎重」という意見が多数です。

- ①地方の安心・安全や生活基盤を揺るがす道州制・地方分権に反対し、国に働きかけること。
- ②東日本大震災の経験を踏まえ国と地方が共同して国民の生命や財産を守ることを保障するため「国の機関の原則廃止」について「反対」の意見表明し、むしろその体制と機能が充実するよう国に働きかけること。
- ③政府の進める「地方創生」政策の状況を明らかにするとともに、茨城県としての考え方、対応策を示すこと。

4. 「公契約条例」制定にむけて検討の開始を

「公契約」については、2004年の茨城共同運動発足以来要求してきました。この間、野田市など条例制定に踏み出した自治体をはじめ、公契約のあり方改善を探求する自治体も増加しています。茨城県でも入札制度の改善が着実に実施されていることに敬意を表するものです。しかし、公契約条例については、担当部署が決まったものの前進はありません。その主要な原因は、労働現場の実態を正しく認識していないことと、自治体の役割を發揮しようとしていないことです。

(1) 労働現場の実態を把握して認識を改める

昨年、「適正な賃金水準・労働条件の確保は、労使間の自主的な取り決めに委ねることが適当」と回答しています。しかし、国土交通省は平成25年3月29日付で、建設業団体や自治体などに対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」の要請を行っています。

このことは、「自主的な取り決め」では「適正な賃金水準・労働条件の確保」ができていない実態を如実に示しています。昨年の「実態把握」の要求には、「総務省茨城行政評価事務所へ回付させていただく」として、回答を回避しています。

①労働現場の実態と大きく乖離した認識を改めること。

(2) 公契約条例制定にむけた検討の着手を

私たちも「国の立法政策」を望みますが、「適正な賃金水準・労働条件の確保」は喫緊の課題となっています。福祉や教育、環境行政など自治体が先行して立法化に結実した事例はたくさんあります。茨城県においても子ども医療費の無料化や義務教育での少人数学級など、「国の立法政策」を待たずに独自に実施している施策は少なくないと思います。福祉の増進を求め、県の切実な要求にもとづいて実施されたのではないのでしょうか。公契約条例はすでにいくつかの自治体で制定されています。

①地方自治体が有する条例制定権をいかして、公契約条例制定にむけた検討に着手すること。

5. かつてない農業経営の危機にふさわしい思い切った価格支援を

多くの稲作農家は物財費も賄えない赤字状態が続いてきましたが、米価暴落と物財費の値上がりで、稲作農家の経営はこれまでにない危機に瀕しています。そのようななかで茨城県が稲作農家に対するつなぎ資金融資への利子補給を行ったことを評価します。

米価が長年に渡って低下傾向にある根本的な原因は、ミニマムアクセス米の輸入が続けられてきたことと、価格保障制度が廃止され価格支持制度が極めて手薄になってきたことにあります。農民連は、米の過剰が明らかになった一昨年からは、過剰分に見合う古い備蓄米を飼料用などで処分し、同量の過剰米を買い入れるように政府に対して申し入れてきましたが、政府は「米価対策のための市場介入はしない」と言って放置して昨年の極端な米価暴落をもたらしました。これは政治災害であり、政府に責任があります。こういうときこそ地方自治体が国の悪政の防波堤となって、独自の思い切った施策で地域農業を守るときです。

(1) 国に対して、米の価格と需給に責任を持つ政策に転換するように強く求めること。

(2) 県の農業予算を思い切って増額し、米をはじめとした農畜産物の価格支援、収入・所得補填などの直接支払いを拡充すること。

(3) 現行の野菜価格安定対策事業は、基準価格が低すぎて必要なときに適用されない場合が多く、適用されたあと抛出金額が増額されるなど生産者の不満が多く十分に機能していません。対

象作物区分の適正化など運用全体を見直すとともに、県の財政支援の増額を含めて実効ある制度に改正すること。

(4) 米をはじめとする県産農畜産物の新たな需要を創出するため、公的施設での利用拡大はもちろん、民間での利用拡大をさらに推進すること。

(5) 農家に過度の負担となる安易な土地改良事業を行わないこと

農産物価格の下落と経費の増大によって農業経営がかつてない困難を迎えており、なかでも土地改良費の負担が農家に重くのしかかっています。

①新たに土地改良事業をおこなう場合は、農家の要望をよく聞くとともに、今後の農業経営で償還が充分見込めるものかどうかを慎重に検討すること。

②支払が困難になっている土地改良費の減免や繰り延べに伴う利子補給などの負担軽減措置を行うこと。

6. TPP交渉からの撤退を国に求め、地域からの内発的発展を

TPP（環太平洋連携協定）は、企業が自由に活動できれば経済は活性化するという新自由主義の考え方にもとづくものであり、食糧主権など各国の主権を踏みにじって国民のいのちや暮らしを守るルールを壊し、国内法よりも外国企業の利益を優先するものです。本質的に国民の利益に反するものであり、あれこれの条件を満たせば入ってもよいというものではありません。地域の健全な発展のためには、地域の風土・文化に根差した内発的発展こそ重要です。

日米閣僚会議で、アメリカ産米の米輸入枠を増やし、牛肉や豚肉の関税を大幅に引き下げることが検討されていると報道されています。

TPP交渉妥結のためにはTPA法の成立が前提といわれていますが、今回アメリカ議会に提出されている法案が仮に成立したとしても、「妥結」後にアメリカ議会から修正を要求される可能性が高いものであり、本来のTPAとは似て非なるものです。

米価暴落や円高等による飼料価格高騰により、米・麦・畜産等の生産者にとって、すでに再生産可能とはいえない現状があります。重要五品目が聖域になっていないこと、アメリカでは一定の情報公開が示されているものの、日本では交渉内容が依然として秘密になっていることなど、すでにTPP交渉の内容は国会決議を踏みにじるものになっており、即刻撤退する以外に道はありません。

(1) TPP協定交渉参加に関する国会決議を守り、交渉から即刻撤退するよう国に求めること。

(2) 県内の産業振興にあたっては、県内にあるあらゆる資源を活かし、地産地消をすすめるなど、内発的発展に重点をおくこと。

7. 東海第二原発廃炉、放射能汚染対策の強化を

福井地裁は大飯原発運転差止判決に続いて高浜原発差止仮処分決定を下し、いずれも人格権が侵害される具体的危険性を認め「原子炉を運転してはならない」と結論づけています。これら地裁判決・決定の論旨は、東海第二原発など国内の他の原発にも当てはまるものです。特に今回の仮処分決定では、新規制基準について「緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」「合理性を欠く」と指摘した点でも重大です。

一昨年9月15日以後、日本の原発は稼働ゼロのまま1年以上が経過しており、原発がなくても電気が不足することがないことは実証されています。

しかも、東海第二原発は、大震災で損傷した老朽原発であり、全国で最も人口過密地域にある原発です。原発を運転すれば、処理方法が確立されていない放射性廃棄物を生み出し続け、それを数十万年、数百万年も管理し続けなければなりません。

これらのことを考慮すれば、県内有権者を対象とした茨城新聞による世論調査（2014年12月8日付報道）で、東海第二原発の再稼働に「反対」と答えた人が回答者全体の57・6%となり、「賛成」の24・7%を大きく上回ったことは当然です。

東海第二原発における事故の想定として、瀬尾健氏らのシミュレーション（別紙資料）などがあり、原発から30kmの範囲で数十万人の急性死が見込まれるほか、東京都民も8日後までに避難しなければ18%がガンで死亡することが考えられるとしています。

後述する避難計画との関連でも、県が再稼働の認否について国の判断を待つて後回しにしていることが、無用な混乱をもたらしています。日本原電は東海第二原発の再稼働に向けて巨額の費用を投じ続け、その費用は私たちが支払う電気料金に上乗せされています。

安全協定上、再稼働の是非を判断すべき立場にある茨城県として、住民の生命、身体および財産を守るために、その責任にふさわしい主体的な判断が求められています。

- (1) 日本原電に対して東海第二原発の再稼働をしないようにただちに求めること。
- (2) 茨城県広域避難計画および防災計画の抜本改定を

広域避難計画については、県自身が「極めて不完全なもの」「これができたから再稼働できるというわけではない」と表明したとおりの段階ですが、計画の策定にあたって大前提となるべきものが欠落しているために、著しく実効性を欠くものになっています。

防災計画を策定する際には、最悪の事態を想定することが鉄則ではないでしょうか。どれだけの被害があり得るのかを示したうえで、どう対処すればどれだけ被害が軽減できるかを示さなければ説得力がありません。原発を稼働しないとしても放射能を外部に放出する事故はあり得ます。県内に数多くある原子力施設のそれぞれの想定とともに、同時多発災害も想定しなければなりません。また、当日の風向きや交通事情、避難先の事情によって変更可能な柔軟性・機動性のある計画でなければなりません。

今回の県の広域避難計画の到達点からも、人口密集地である東海第二原発付近の避難が極めて困難であることは明らかです。住民の被曝量の予測だけでなく、入院患者や施設入居者、自宅療養中の方など要配慮者の災害関連死が、福島原発事故時の何倍になるのかも予測しなければなりません。

原発稼働の是非さえ判断しないまま避難計画を策定している行政を無責任・不誠実と感じて、避難計画を信用せず自分の判断で避難しようとする住民が多くなるのは当然のことです。震災との複合災害時の想定と対応、避難時の汚染検査体制、安定ヨウ素剤の配布、要配慮者の避難方法と避難先など、これまで確認されている課題を具体化する段階にあって、原発を運転させないという前提抜きに住民の理解を得ることはますます不可能です。

このままでは、具体的な避難計画を立てる市町村に不要の混乱をもたらすだけでなく、住民の反発によって実際の避難行動に混乱をもたらし、かえって防災上の問題を増幅するのではないのでしょうか。

- ① 県の広域避難計画をふくむ防災計画において、原発の運転をしないことが大前提であることを明記すること。
- ② 県内原子力施設のすべてについて最悪の事態を想定し、複合災害時を含めて、災害関連死者数

や被曝量、住めなくなる地域や耕作ができなくなる地域、失業・廃業の発生状況、教育・治療機会の喪失など具体的な被害予測を明らかにするとともに、被害軽減対策・救済策を明らかにすること。

- ③事故の態様・交通事情・風向き・避難先の状態などに応じた柔軟性・機動性のある避難計画への改定作業にただちにとりかかること。
- ④とりわけ要配慮者の避難先・避難支援体制の確立を急ぐこと。
- ⑤広域避難計画および原子力防災計画については、策定・改定の度に住民の意見公募（パブリックコメント）・住民説明会を行うこと。

(3) 原電によるL3放射性廃棄物の処分について

日本原電株式会社は、東海発電所の解体により発生する「低レベル」放射性廃棄物のうち、L3に区分されるものについて、原子力規制委員会に埋設事業の許可を申請し、茨城県と東海村の同意が得られれば、2018年にも作業をはじめたいとしています。実行されれば商業用原発の廃炉にともなう国内初の埋設処分になります。

L3 廃棄物は、「低レベル」といっても上限値はコバルト 60 で1千万ベクレル/kg、セシウム 137 で10万ベクレル/kg、ストロンチウム 90 で1万ベクレル/kgであり、放射性物質汚染対処特措法にもとづく「指定廃棄物」の下限値8千ベクレル/kgをはるかに上回るものが含まれています。平均5万ベクレル/kgと仮定しても、総量で6千億ベクレルにもなります。半減期30年のものは100年経っても放射能の1割は残ります。50年管理すればよいというものではありません。「指定廃棄物」が遮断型処分場で処分されることに比べて、L3 廃棄物は、コンクリートや金属であるとはいえ、地下水に曝される状態で素掘り処分し、容器が破損しても問題ないとしていることは、到底容認できません。

- ①L3 廃棄物の埋め立て処分を認めないこと。
 - ②自然災害に耐えうる遮断型構造の管理施設で厳重に管理し、容器の破損等があれば速やかに公表し詰め替えるよう原電に求めること。
 - ③管理状況について県に対して定期的な報告をするよう原電に求めて、厳重に監督すること。
- (4) 県の責任で子どもたちの甲状腺検査を実施すること。

8. 医療後進県からの脱却に

(1) 医師不足対策にいっそうの努力を

厚生労働省の調査により本県の人口10万人あたりの医師数（2012.12.31現在）は全国平均226.5人を大幅に下回る167.0人で、6回連続で全国46位にとどまっています。一方、2014年度の筑波大学医学部定員が地域枠として9名増員、「若手医師教育研修立県いばらき」事業の拡充、総合診療医を目指す医師や医学生むけの「特訓ゼミ」を継続されるなど、そのご努力に敬意を表します。これまでの取り組みをさらに発展強化することを願って、以下の事項について回答願います。

1) 研修医の対策について

2015年度の医学生の臨床研修先、県内20の研修指定病院210人の募集定員に対し147人の内定が決まったと、昨年10月に発表された。前年度比21人増となったが、内定がまったくない病院が5病院から9病院に拡大し、地域的な偏りと病院間の差が鮮明化したとしている。

- ①4月現在、地域的な偏りと病院間の差の改善が図られたか明らかにされたい。

2) 産科医の確保について

人口 10 万人当たりの産科医は、全国平均で 7.6 人、都道府県別で見ると最も少ない本県は 4.8 人で最多の東京と沖縄 11.1 人の半分以下となっている。医師 1 人が 1 年間に扱う分娩も本県が 158 人で最多。最も少ない東京(66 人)の 2 倍以上となった。

①産科医の確保にどのような施策を行っているのか、明らかにされたい。

3) 医学部の新設について

昨年回答では「国の方針では、以前として医学部・医科大学の新設が規制されている状況から、茨城県医師会との協議は、時期尚早」とあったが、茨城県の医師不足の現状から必要と考える。

①茨城県での新設に対する要請等の動きを示すこと。

4) 医師修学資金貸与事業と研修制度について

対象人数(例年 10 名程度)の拡大は、昨年回答で「予定者数を大きく超えていないため拡大の検討はしていない」であった。

①今年度の状況を明らかにすること。

②また、充実を図る施策をおこなうこと。

5) 「地域医療支援センター(H24 設置)と「若手医師のためのキャリアパス」について

昨年回答では、地域医療支援センターの事業「地域枠制度」「医師修学資金貸与制度」「モデルキャリアパス原案(2015～):新しい専門医制度が導入されるまで」を活用して、専門医師による個別面談、個人の指向に応じたキャリア形成支援などで、県内への定着を進めていくとのことだった。

①現状を明らかにすること。

②また、新専門医制度(2017 開始予定)への対応を示すこと。

6) 平成 21 年度に創設された「地域医療医師修学資金貸与制度(いわゆる『地域枠制度』)について

2015 年 3 月に初めて地域枠受給者 4 名が卒業し、新聞報道によると「日製日立総合病院」「日製ひたちなか総合病院」「筑波大付属病院」「水戸協同病院」で研修医として勤務し始めたとのこと。また昨年回答では、現在の受給者(H21～H26 年 4 月)117 名(筑波 65、東京医科 34、東京医科歯科 8、杏林 9、日本医科 1)がいるとのこと。

①今年度の状況と、「どこの病院へ入っているのか」「どういった条件で派遣させるのか」を明らかにすること。

7) 「地域枠制度」の継続

厚生労働省通知によると H31 年度(2019)に入学した就学生が卒業するまで、それ以降は状況を踏まえて判断となっている。現役の医師も年齢と共に順次診療をやめていき、地域枠の医師も勤務の必要年限を過ぎれば茨城を離れる人も出てくる。

①全体の医師数を増やすために、地域枠による 353 人の医師が定着するための方策・方針を明らかにすること。

②地域枠の対象者の見込み数(別表例)と、診療科目の分布等を示すこと。(表に数値を入れて下さい。)

別表例	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
卒業数							4				
就業数							4				
定着数								4			

③H31年以降の継続も必要と考えるため、今のうちから国に継続の要望も出すこと。

(2) 診療報酬の改定について

①病院機能報告制度について

病院機能報告制度について（2014年7月～開始）による茨城県内の結果について、2次医療圏ごとに示すこと。結果について県の分析と今後の政策等の見解を示すこと。

②訪問診療について

訪問診療（自宅、介護施設含む全て）の診療点数の大幅な引き下げによる影響を、数値で現状を示し、県の分析と今後の政策等の見解を示すこと。

(3) 「無料低額診療事業」の調剤薬局への拡大について

4月24日に衆議院で「医療保険制度改革関連法案」が可決されました。しかし、中身は新聞報道にありますように「負担増の項目ズラリ」となっております。民医連の調査では毎年、全国で50～70名の方が「経済的事由による受診手遅れ」によって死亡されており、しかもこれは、民医連に加盟する事業所だけが調査対象となっており、実態のほんの氷山の一角であることが指摘されています。今でさえ国民にとって医療負担が重過ぎるものになっていることを考えれば、今後さらに経済的理由で医療を受けられない方々が増え続けることは明らかです。

無料低額診療事業は社会福祉法に定められた事業ですが、社会福祉法では診療のみの適用であり、調剤薬局では利用できません。社会福祉法が制定されたのは1951年で、当時薬局は病院や診療所の中にあり、患者は薬を院内で受け取っていましたが、その後の「医薬分業政策」により薬局の多くが保健薬局として院外に出たため「無低診事業」の適用外になりました。このため、病院や診療所では一部負担金が全額または一部免除になっているのに、保健薬局で減免できないため、受診自体を諦めたり、治療を中断する患者さんが出ています。このことは「医薬分業」に伴って生じた制度矛盾であり、経済的困難をかかえながら医療を必要とする県民には深刻な問題です。

①国に「無料低額診療事業」を調剤薬局でも使えるよう国に要請すること。

②現在、旭川市、青森市、高知市では市独自の薬代助成を行っています。茨城県でも各市町村に無料低額診療にかかる助成制度の創設を助言するとともに財政援助を行うこと。

(4) 地域医療介護総合確保基金について

県ではこの基金の目的を「病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、介護施設等の整備、医療従事者等の確保・養成、介護従事者の確保」としています。

①事業の中身について具体的に明らかにすること。

②昨年の回答に「県としては、今後、病床機能報告制度において、国から示される「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の各機能の具体的な定義を踏まえ、その量的な把握や課題の抽出を行った上で、各地域の実情を踏まえて地域医療構想を策定し、病院・病床の機能

分化・連携を進めてまいりたいと考えております。なお、地域医療構想については、法律上、医療計画の一部として策定されることとなります。」「都道府県は地域医療ビジョンのガイドラインを踏まえ、報告を元に地域医療ビジョンを策定することとなっており、各地域の実情を踏まえて、病院・病床の機能分化・連携を進めてまいりたいと考えております。また、当該報告はレセプトデータの情報を活用することが検討されているため、殆どの医療機関から報告がなされるものと想定しております。」(いずれも保健福祉部:厚生総務課)とあります。上記についての進捗状況を明らかにすること。

(5) 各医療圏における医師会と病院の連携強化および緊急的対策について

- ① 昨年回答「保健医療福祉協議会」「地域救急医療対策会議」で対策を行っているということだった。茨城県のすべて医療機関における直面する緊急措置について、各地域の医師会と病院との連携の強化を県の主導でさらに推進すること。
- ② 医療圏ごとに、何科の医師がどのくらい足りないのかを明らかにすること。
- ③ 県として、医師募集の宣伝をテレビやインターネットを活用するなど、さらに広報を強化すること。

(6) 労働環境・労働条件の向上と一体で看護師不足の打開をはかる

- ① 看護師不足解消へ、県立医療大の定員を拡大するとともに県内就職率を大幅に増やすこと。
- ② 看護師「特定行為」について

安全で安心な医療看護の提供のために、医師のみに許されてきた高度で危険な医行為である「特定行為」に対する県の見解を示すこと。また、看護師に実施させないようにすること。

③ 看護師の「雇用の質」向上へより踏み込んで

県が2年に1度調査している看護職員の状況について、平成26年12月末の就業看護職員数の増減・離職率と共に、常用労働者・臨時労働者・短時間労働者（パートなど）の詳細を明らかにすること。

また、昨年回答にあった「短時間正社員制度等、多様な勤務形態の導入を図り、看護職員等の就労環境の改善に取り組む医療機関に対して、その導入に係る経費の一部を助成する」とは、「看護職員就労環境改善支援事業」のことか明らかにすること。また、取り組みの実績を明らかにすること。

④ 改めて看護師養成「2年課程通信制の設置」を

通信制2年課程は「教員や運営費の確保の課題が大きく、他県で閉校している状況から、新設は難しい」との昨年の回答であった。しかし、他県で閉校しているところは確かにあるが、そもそも各県1校を開設し、修学希望者へ対応することであったはずである。

したがって、県内に学校が開設できないなら、その打開策を明らかにすること。

⑤ 修学資金の貸与規定「200床未満」の緩和を行うこと。

⑥ 神奈川県では、准看護師養成停止を決め、看護師過程への移行のための対策に取り組んでいます。茨城県としては、今後看護教育全体にわたる課題である実践能力の向上に向け、育成制度をどのようにしてゆくのかが明らかにすること。

⑦ 勤務環境改善支援センターの設置について

厚生労働省は、H26年度（2014）に勤務環境改善支援センターを各県ごとに設置し、勤務環境改善を促進する（働き方、休み方、健康支援、働きやすさ確保の環境整備）具体的な取り組みを行うよう通達しています。茨城県はH27年度に設置の予定とのことですので、設置

スケジュールや目標・内容などを明らかにすること。

(7) 筑西・下妻医療圏の医療体制の充実に関して

筑西市と桜川市が進めてきた新中核病院建設が、協議を重ねられて民間病院を加えた再編統合で両市が合意、両議会全員協議会でも承認されました。「筑西・桜川地域公立病院等再編推進協議会」も発足し、具体的な検討・協議が進められています。これまでの県のご尽力に敬意を表します。筑西・下妻医療圏は、特に心疾患・脳疾患における死亡率が高く、地域医療の中核病院として役割を発揮する新病院の早期開院を待ち望んでおります。

①引き続き新病院建設に全力をつくすこと。

②医師・看護師等医療従事者の確保については、地域住民の要望に応えることのできる最新の医療が提供できるよう積極的に援助すること。

③東京オリンピック等による資材不足や建設業者の人材不足、消費税増税、免震構造対応等による建設費の高騰など財政面での課題も増加しています。国への予算増額要請を行うとともに、千葉県のように県独自の補助金交付など財政援助を強化すること。

9. 介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために

(1) 特別養護老人ホームについて

①必要になった時利用できるように特別養護老人ホームの新設・増設を加速させること。

②平成 26 年 3 月 31 日現在の待機者は 6,697 名(要介護 3 以上 4,854 名)でしたが、27 年 3 月の待機者は減っているか明らかにすること。また、待機者の現状を把握し、本人と家族の負担軽減を図ること。

③平成 26 年度の整備数と 27 年度以降の利用者見込み数と計画数を明らかにすること。

(2) 介護報酬の改定等によるサービス低下について

①要支援認定者は、介護保険サービスから市町村事業へ移行することになりましたが、平成 27 年度から市町村事業へ移行した自治体は少ないようです。要介護状態にならないようにするためにも、現状のサービス内容が低下しないように、市町村に対して県としてできる支援を行うこと。

②介護報酬認定の改定で、「サービス外し」の実態調査を行い、対策を図ること。調査済みの場合は結果を明らかにすること。

③介護報酬改定が、実質引き下げとなっている事業所が多数ある。事業の縮小や撤退、閉鎖した事業所および今後予定している事業所の種類と数を明らかにすること。

(3) 低所得者に対する減免について

①低所得者の保険料軽減について、段階ごと(第 1～第 4 段階)の第 1 号被保険者数の割合を市町村別に明らかにすること。

②低所得者に対する食費・居住費の減免については、別に住む配偶者の収入を勘案するなど、大きな制度改正になっていますが、負担限度額認定申請書の提出を含め、現在の減免を受けられるようにすること。

(4) 在宅医療・介護の連携推進事業について

①在宅医療・介護の連携推進事業を平成 30 年度までには、各市町村で取り組むことになっていますが、医師会との調整など県として市町村に対する支援を行うこと。

②社会福祉協議会等で行っている「在宅福祉サービス」の利用については、昨年回答「在宅福

祉サービスセンターの新設、利用者・利用時間の拡大について、H21年度まで助成してきた。地域住民の意識向上が図れるよう努めたい」「介護保険制度の改正により、要支援者への予防給付は地域支援事業に移行する。先進的な事例を市町村に紹介するなどの支援を行う」とのことでしたので、具体的に行ったことを明らかにすること。

③地域包括支援センターについて、昨年回答「既存のセンターの機能強化。ランチ設置で対応する市町村もある」とのことでしたが、増設を求めていますので、現状・対策を明らかにすること。

(5)「お泊りデイ」については、現状調査と注意喚起を行っていましたが、その結果と現状を明らかにすること。

(6) 介護におけるボランティア等について

今年度の介護報酬改定では、地域での支え合いとして特に高齢者の社会参加が求められています。

①厚生労働省ガイドラインにおいて、「高齢者自身の社会参加できる機会、予防介護にもつながる」介護予防推進策として挙げられていますが、県の見解を示すこと。

②現在、介護事業におけるボランティアの活用はどのくらい出来ているのか示すこと。

③認知症高齢者が増え、特養などでの入所者に対する割合も高くなっており、施設職員が寄り添った介護をする余裕がなくなっています。ボランティアの活躍が期待される傾聴や認知症のバリデーション療法などについては、県が主体となって養成講習を行うなどの対策をすること。

(7) 住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくために

①近隣市町村間を乗り入れ可能とするコミュニティバス交通の実現をはかり、県は財政支援を行うこと。

②「投票所が遠くて歩いていけない、悪天候の時には投票に行くのをあきらめてしまう」など投票にいきたくてもいられない高齢者や障がいのある人にも主権者として県内どこに住んでいても参政権を行使できるようにするために、広報紙掲載(在宅投票・点字投票等)だけでなく、公的な場にも特別コーナーを設け、選挙期間前から丁寧に周知すること。

(8) 介護現場で働く職員が継続して働き続けられるために

①国の責任による予算増と、賃金改善の施策を拡充すること。

介護報酬は引き上げられたものの、実質経営悪化しているところでは、加算で対応できない。職員のリストラや非正規化を進めているところもある。県としてそういった状況にどう対応していくか明らかにされたい。

②介護職員処遇改善の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

昨年回答「介護職員の平均賃金は、同じ介護現場で働く看護職員や介護支援専門員と比べてやや低くなっているから、介護職員を優先して改善すべき」とのことでしたが、事業所の中には、事務や調理員などは、介護職員よりも賃金が低い場合があります。介護職場全体として、生活していける賃金の保障が必要と考えます。介護報酬の引き上げと国支出による職員の処遇改善費を復活するよう、また、処遇改善は介護職員に限らないことを国に求めること。

③介護職員不足を補うために、県として介護職員の養成と賃金アップにつながる補助金を新設すること。

- ④労働条件など職員の処遇が適正に行われるように、事業所に対する指導を徹底すること。
- ⑤腰痛予防対策で「ノーリフト」が推進されているので、県として「ノーリフト」推進や介護研修、補助金などの支援策を積極的に行うこと。

10. 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

(1) 国保税を払える水準に引下げること

昨年回答の平成 16 年(2004 年)からの推移で明らかなように、国庫負担率は削減され続けてきました。この回答では明らかにされていませんが、さらに遡ってみると 1984 年(昭和 59 年)には医療費ベースで 45%であったものが、38.5%へと削減されました。加えて貴職が指摘するように低所得者層の加入割合が高まっています。これらのことから、国保財政は悪化し、国保税の引上げが余儀なくされ、「払いたくても払えない国保税」となり、未収額の増加によってさらに引上げるといった悪循環をまねいています。

各市町村は一般会計からの繰入金で高騰を抑える努力をしていますが、「払える国保税」にはほど遠いのが実態です。もはや一自治体の努力や「滞納処分の強化」(昨年回答)などで改善できる状態ではありません。

したがって、「財政運営は非常に厳しいものとなって」(昨年回答)いる事態を打開するためには、まずなによりも国庫負担を 1984 年水準に引上げることが不可欠です。

- ①この認識にたって、引き続き国への要請を強化すること。
- ②「悪質な滞納者と接触を図ることもより困難となっている」(昨年回答)としても、市町村保険者が滞納者に接触し国保制度や納税への理解を深めてもらうことこそが不可欠であり、困難だから「茨城租税債権管理機構の協力が必要」との昨年の回答は、市町村の役割放棄に結びつきかねません。

国保税の滞納を茨城県租税債権管理機構の対象から除外すること。

- ③国保事業への県支出金を大幅に増額すること。

(2) 国保財政運営の都道府県化で一層の国保税の引上げと徴収強化が懸念される

本年の通常国会に上程された「国民健康保険等の改正法案」は、2018 年度から国保の財政運営を市町村から都道府県に移管するとしています。都道府県は市町村ごとの分賦金を決定し、市町村からそれを徴収し、市町村に国民健康保険給付費交付金を交付するものです。また、市町村が国保税率を決定する目安として、都道府県は標準的な保険料率を示すとしています。市町村は分賦金に不足を生じさせないために、分賦金以上の国保税総額を設定したり、強引な徴収が懸念されます。

広域化しても国庫支出金を大幅に増額しない限り財政基盤は強化されず、社会保障制度としての国保制度の危機的状況を打開することはできないことは明白です。

- ①県がこれまで「全国知事会などを通じて(国に)要請」してきた内容と比較して、この法案をどのように評価しているのか明らかにすること。
- ②財政運営が都道府県に移管されたとしても、市町村の国保税率の決定に介入しないこと。
- ③国保税の引下げのために市町村が努力してきた一般会計から国保会計への繰入を引き続き保障すること。
- ④子ども医療費の無料化など地方単独事業にかかわる国庫負担の減額措置を廃止するよう、国

に要請すること。

⑤国保料の市町村滞納世帯の状況を明らかにすること。

⑥国保料の市町村における条例減免の実施・整備状況を明らかにすること。

⑦条例減免の制度設計では、生活保護を基準にした減免措置の拡充が適切であると考えますが、県当局の制度設計、考え方を明らかにすること。

11. 「個人の尊重」を貫く障害者支援行政に

糸賀一雄氏(日本の障害者福祉を切りひらいた第一人者＝社会福祉の父ともよばれている)は、「この子らを世の光に」を唱えて障害児(者)支援を行いました。その思想には、一人ひとりの「個人の福祉」が大切にされなければならないという、「個人の尊重」(憲法第 13 条)が貫かれていました。

日本政府は、2014 年 1 月に障害者の差別禁止と社会参加実現を目的とする「障害者権利条約」を批准しました。この条約第 19 条の「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利」を具現化することが喫緊の課題になっています。改正された障害者基本法第 3 条に謳われた「基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」を基礎におき、実効ある制度・政策を推進することが求められています。

ノーマライゼーションは、障害者が健常者と同じ生活を送れるようにしようという考えですが、その前提として生存権などの人権保障がしっかり位置づけられ、生活の場や働く場の選択の機会が確保され、障害に伴う必要な支援は原則無償とすることなどが不可欠です。

(1) 茨城県では「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が制定され、2015 年 4 月 1 日に施行されました。障害者権利条約や障害者差別禁止法を具体化するものとしてその効果を期待するところです。

①茨城県としての具体的取組と条例施行に伴い期待される効果を明らかにすること。

②障害者の就労をサポートする人を拡充すること。

(2) 障害者の働く場と生活する場(住宅、施設)の拡充が必要です。県として積極的に増加させる施策を実施してください。

①障害者の労働について、法定雇用率を上回る県独自の目標を設定し、就労機会を拡充すること。

②また、一般就労が困難な障害者の雇用を拡大するため福祉的就労の事業者を拡大すること。

③これまでも増して入札参加業者に障害者雇用を働きかけること。

(3) 文化・スポーツなど地域活動や自治体行政への参加を促進すること

①県が管理する文化センター、図書館、美術館などにおいて、障害者の利用促進を図るためきめ細やかな設備の改修と受け入れ職員の対応の充実を図ること。

②「県スポーツ推進計画」で策定された障害者のスポーツ参加を実効あるものにすること。

③行政が設置する協議会や審議会への参加を促進させること。

(4) 経済的負担の軽減を図ること

現在茨城県が実施している「茨城県在宅障害児福祉手当」の支給範囲を 2006 年度水準に戻し、市町村と協力し支援を拡充すること。

(5) 地域活動支援センターの補助金を増額すること

- ①自立支援給付に位置づけ、同等の給付とするよう国に働きかけること。
 - ②当面は市町村と協力し補助金の増額を図ること。
- (6) 障害者年金の受給判定格差の解消と申請もれの防止を
- 障害者年金受給の判定基準が都道府県で格差があることが問題になっています。また、受給資格がありながら申請しない障害者もいます。
- ①申請者の不利にならない適正な判定基準となるよう、県として国並びに日本年金機構に申し入れを行うこと。
 - ②市町村と協力し、受給申請もれが生じないような方策を講ずること。
- (7) 東日本大震災の教訓を活かして災害時の円滑な避難体制を
- 障害者や高齢者などの災害弱者は、自力避難が難しく、障害に応じた支援体制を確立することがもとめられています。
- ①原発 30 キロ圏内自治体の広域避難計画にもとづき義務づけられている「避難行動要支援者名簿」の作成自治体と自治体ごとの名簿登載人数を明らかにすること。
 - ②すべての市町村に「避難行動要支援者名簿」を作成するよう助言すること。
 - ③県内市町村の福祉避難所の設置状況(設置数、使用可能性のある人数、収容可能数)を明らかにすること。
- 設置が不十分な市町村には拡充するよう助言すること。

12. 子育て支援の強化の流れは明確、従事者の雇用の質も高めて

- (1) 子ども医療費助成について
- 2014年10月より子ども医療費助成の拡大が図られました。県内では古河市が所得制限を設けながらも20歳まで対象年齢を拡大しました。また、常陸太田市でも対象年齢を18歳まで拡大し、所得制限も設けていません。
- ①自己負担なく所得制限なしで、対象年齢を20歳まで拡大すること。
 - ②対象年齢を20歳まで拡大することが困難な場合は、高校卒業までに拡大すること。
- (2) 保育を必要とするすべての子どもが質の高い保育を享受できるように
- ①「新制度」による保育形態の多様化により、規範となってきた公立保育所や社会福祉法人立の認可保育所の役割が一段と増えています。また、保護者が公立・認可保育所を希望しても入れない事態も多くなっています。
- 公立保育所の減少傾向(昨年回答)に歯止めをかけ、公立と認可保育所を増やして安心して子育てできる環境を整備すること。そのための予算措置を行うこと。
- ②市町村では保育料軽減の施策を講じているが、保護者負担をさらに軽減するために県が財政援助を行うこと。
 - ③小中学生を含めた「3人目以降」の子どもの保育料を無料にするよう財政援助を行うこと。
 - ④昨年回答で4・5歳児等について「保育の質の向上が図られるよう今後も働きかけてまい」と、現行配置基準について改善の必要性を認めました。国の省令にもとづく保育士の配置基準に次の通り上乘せし、県予算による加算措置を設けること。
- 「乳児おおむね3人につき1人以上」を「2人につき1人以上」に（以下「3：1を2：1」で表記）、1・2歳児6：1を4：1に、4歳児以上30：1を20：1にすること。（3歳児は国が15：1に加配措置）

⑤「子育て支援員」で保育士不足を補うことは、保育の質の低下や保育士の専門性の否定につながります。保育士不足の主要な原因は、責任ある仕事でありながら、賃金をはじめとする労働条件が劣悪であることです。これを放置しての安易な「女性の活躍推進」は、本末転倒です。保育士配置基準などの保育環境や労働条件改善こそがもとめられます。

保育は保育士による原則を貫き、「子育て支援員」の活用を奨励しないこと。

「子育て支援員」は保育補助として配置することとして、保育士配置基準の員数に含めないこと。

⑥保育士不足の背景には他職種より平均 10 万円も低く、休暇も取りにくいなど厳しい実態があります。職員給与と職員配置基準(3歳児は加配でなく基準に)の大幅な改善を国に要請すること。

⑦保育所運営費が一般財源化(地方交付税化)して以降の公立保育所の新設・増改築カ所数とそれともなう地方交付税の増額および県補助金の支出額を明らかにすること。

⑧茨城労連の調査によれば、市町村職員に占める非正規職員の割合は 39.6%になっています。職種ごとには明らかにされていませんが、保育所でも増加の一途を辿っています。その調査によれば臨時保育士の時間給は 929 円～1,250 円、平均 1,009 円(15 年度増額予定 4 自治体)、多くは有期雇用で 6 か月更新となっています。

非正規保育士の雇用の安定と大幅な賃金引上げにつながる支援制度を創設すること。

⑨障害児や配慮の必要なこどもの保育の実施は、「新制度」によって市町村の判断にゆだねられています。すべての市町村が確実に保障するよう促すとともに事業への助成を大幅に増額すること。

(3) 認定こども園について

5 月 8 日、内閣府が幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」が前年の 1,630 カ所から 2,863 カ所となり倍増したと発表した。

①この 4 月から県内で新たに認定こども園となった園数並びに公立・私立の園数を明らかにすること。

②また、認定こども園の認定返上数も明らかにすること。

(4) 放課後子ども総合プランの事業推進強化を

各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、総合的な放課後対策として国で平成 19 年度に「放課後子どもプラン」が策定され、茨城県においても各種支援制度を活用して市町村に支援を行い事業が進められてきました。また、平成 26 年 3 月には、すべての児童を対象とした総合的な放課後対策として「放課後子ども総合プラン」が創設され「子どもの居場所づくりの整備」が今までにも増して期待されている状況です。しかし、現状は、放課後児童クラブの整備は進むものの、放課後子ども教室の整備が遅れている傾向にあります。

また、「女性が輝く社会」をつくるには「仕事と子育て」の両立できる社会環境づくりは急務です。特に保育所や学童保育の充実は重要です。子どもの成長発達によりそう指導員の専門性と待遇改善はその保障となり、魅力ある居場所となることはいまでもありません。「国の基準」を下回らないよう以下のことを求めます。

①実施自治体の基準策定の状況・内容を把握し公表すること。(資料提供をもとめます)

②児童の集団の規模(支援の単位)はおおむね 40 人以下とし、対象は 6 年生まで広がりました。昨年度「40 人～45 人」は 97 ヶ所あり「6 年生まで」は 6 市町で未実施でした。支援の

単位当たりの運営費が上がるのに「例年通り」という市町村には改善を、市町村の認識や財政状況によって格差が生じないように、また低い基準で条例化されないように「国の基準を守る」ことから県は指導すること。

③放課後子ども教室立上げに際し、県の補助金制度を設けること。

④どちらの事業も市町村が直営で実施すべきだが、公立公営から、委託事業、代行業業などの実施形態をとる市町村が出ています。この実態を明らかにすること。

13. 子どもの現状を踏まえ、充実した学校教育の充実を

(1) 学校給食費の軽減、県独自に補助を

4月からの消費税率引き上げで、県内25市町が値上げし（値上げ幅は月50円～700円）、19市町村は据え置きとしたが、消費税率10%の時には「再検討する」としています。

現在、大子町や大洗町では独自の子育て支援のひとつとして、また経済的負担を軽減するために学校給食費の一部を補助しています。大子町は第1子と第2子は半額、第3子以上から無料とし、大洗町は第2子月額額の1/3、第3子は2/3、第4子以上から全額補助しています。県は今年度から新たに県内産米の消費拡大と地産地消の推進のために、前年度よりご飯または米粉パン回数が増加見込みの市町村を対象に「26年度米飯給食推進事業」（700万円予算）をはじめました。本来、学校給食は教育の一環であります。子どもの貧困率は16.3%、6人に1人が貧困状態にある今日の社会にあって、「学校給食費の無料化」は子育て世代支援としてもものぞまれています。

また、トランス脂肪酸は、心筋梗塞や狭心症のリスクを増加させ肥満になりやすく、アレルギーやぜんそくの悪化など、人の健康に有害であると指摘されています。海外では当たり前のように表示がされていますが、日本ではまだ表示義務がなく「任意」となっています。WHOでも1日当たりの摂取エネルギーの1%以内、通常1日に摂取していいのは2g程といわれています。

以上のことから次のことを求めます。

①学校給食に県独自の補助をすること。

②学校給食にトランス脂肪酸を含む食材を使用しないこと。

(2) 少人数学級の拡大

私たちは国の責任で35人学級を早期に実施することを求めて運動しています。少人数学級の成果は承知のとおりです。県は茨城方式ではありますが、すべての学年までの実施はあと2学年のみです。すべての児童が不平等感なしで教育を受けるために早急に実施へ踏み出すよう以下のことをもとめます。

①茨城方式の35人以下学級を、中学2年3年に拡大すること。

②国の責任で35人学級を小中学校、高校で実施するように県教委として文部科学省に要請すること。

(3) 小中学校の統廃合計画の見直しを

①まちづくりや若者世代の定住促進の観点から、小中学校の統廃合計画の見直しをするように市町村教育委員会に助言すること。

②小中一貫校新設を理由にした小中学校の統廃合計画について見直しをするように市町村教育委員会に助言すること。

(4) 全国学力テストについて

- ①県教委が学校ごとの平均正答率や順位をつけたデータの資料の公開をしないこと。
- ②県教委が考える「課題を克服したり好成績を上げるなどした学校」名を県教委が公表したり、表彰するなどして、各学校間の競争をあおるようなことはしないこと。
また、全国平均以下の教科を取り上げて、平均正答率向上のために新たな取り組みを推進しないこと。
- ③教育委員会制度の「改正」を理由に、市町村教育委員会が学校ごとの平均正答率や順位をつけたデータの公開をしないように助言すること。
- ④全国学力テストの実施をやめるように文科省に申し入れること。

(5) 高等学校に通う生徒の学びを保障し、教職員が働きやすい学校の条件作りを

- ①国に対して「高校授業料徴収の所得制限導入」を撤回するよう求めること。
- ②茨城県独自に高校進学者、大学進学者に対する給付制奨学金制度の創設にむけて検討すること。

また、大学等進学者に対する給付制奨学金制度の創設を国に求めること。

- ③受益者負担を理由にした教育費の父母負担の見直しを早急におこない、教育費の父母負担を軽減するため、茨城県の教育予算を増額すること。
 - ④県立高校における定数内講師（2014年度高校289人、障害児学校333人）を早急に解消し、標準法で定められた教員は全て正規職員とすること。
 - ⑤教員免許更新制を直ちにやめるよう国に働きかけること。また、廃止までの期間、教員の負担を軽減するため、更新講習を県教委が実施することを検討すること。
- (6) 「高校再編整備計画」を見直し、生徒の豊かな成長を保障する教育を

これまでの高校統廃合や学級減によって、県立高校を希望しながら高校進学が実現できなかった生徒の問題は県立高校の存在意義が問われる問題です。また、経済的貧困や発達障害などによる「特別な教育的支援が必要な生徒」が多数学んでいる県立高校の教育条件を引き上げていくことが喫緊の課題になっています。

- ①県立高校を希望しながら、県立高校に入学できなかった生徒の実数を地域ごとに明らかにすること。また、本年度の高校入試において不合格者を多数出した地域は、次年度から学級増を行うこと。
- ②2015年度導入した入学時学級減は、学校や職場の実態を丁寧に調査し、次年度以降は撤回すること。
- ③特別な教育的支援を必要とする生徒が多数在籍し、募集段階で定員割れをした高校、フレックススクール、夜間定時制高校、アクティブスクールの30人以下の少人数学級を先行的に実施し、教職員の増員を図ること。
- ④県北地区の生徒減少に対しては学級減や高校統廃合ではなく、まちづくりの観点を重視し、30人以下の少人数学級の先行的実施を行うこと。
- ⑤中学校卒業生の数が平成29年度から減少すること、また減少には地域間格差があり、増加する地域もあることを踏まえ、「県立高校再編整備計画」の抜本的見直しをおこなうこと。

(7) 特別支援学校教室不足、学校のマンモス化対策にとりくみ、障害児教育の充実を

- ①特別支援学校には「設置基準」がないため、生徒増にあわせた学校増設が進まず、2014年度は教室不足が全県で160教室になっています。県教委として特別支援学校の「設置基準」

策定を文科省に要請すること。

- ②「第2期特別支援学校の整備計画」の具体化にあたっては保護者、教職員と精力的に話し合いにとりくむとともに、つくば特別支援学校などの学校増設のスピードをアップさせること。
 - ③生徒増に伴う1校当たりの教職員増・新採教員増・臨時的任用教職員増の実態を正確に把握し、パワハラ的な職場環境を改善し、働きやすい職場づくりを推進すること。
 - ④「特別支援教育」への転換により、特別支援学校に対する小中学校からの教育的支援要請は年々増加している。小中学校などへの支援事業により、特別支援学校の教育条件の低下を招くことがないように教員の加配を進めること。
- (8) 貧困などの理由で学ぶことのできなかった人たち、若者に学びの機会を作ること
- ①文部科学省が来年度から各都道府県に1校以上設置できるよう自治体への財政支援を拡充させることを決めたことを踏まえ、茨城県でも公立の夜間中学校を創設すること。
 - ②不登校の生徒達等を対象にした高校進学のための無料塾を県の施策として開校すること。また、無料塾を開校しているボランティア団体に県の援助を具体化すること。

14. 私学支援にいつそうの努力を

私学では専任教員の採用控えが目立ち、生徒一人当たりの専任教員の割合が減少しています。2001年度には専任教員（専任教諭、養護教諭）が1,295人であったのに対し、2014年度は976人と、75%程度の人数になっています。専任一人当たり生徒数が2001年度に18.62人であるのに対し、2014年度は20.78人となっていることから専任教員の負担が増えている状況が容易に想像できます。一方、県立高校（全日制）では2014年度で生徒数57,061人に対し教員数は3,643人ですから専任一人当たり生徒数は15.66人です。

週当たり18～20時間以上の授業を持たされている教員も相当数おり、授業・クラス運営・校務分掌・課外指導など含めるとかなりの過重負担となっています。こうした状況でも生徒への丁寧な指導は欠かすことができず、教員は時には自分の家庭や健康を犠牲にして取り組んでいます。

教員の存在そのものが教育環境であるならば、専任教員の採用に消極的になるということはすなわち教育環境の悪化といえます。適切な専任教員の採用が進むように、県として適切な政策を講じてください。そしてその予算的な裏付けとなる私学助成を増額してください。

- (1) 私学教育の充実を保障する、教育条件の改善に向け経常費助成を増額すること。
県単独補助を増額すること。
- (2) 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないよう、授業料減免制度を大幅に拡充すること。特に年収350万円以下家庭については施設費を含めた軽減制度に拡充し学費の大幅な負担軽減を図ること。また入学時にかかる父母の諸費用負担は相当重いものがあるので、入学金の補助制度を創設すること。
- (3) 就学支援金の申請に関する学校事務の負担を軽減すること。
- (4) 授業料軽減制度の学校負担1割をなくし、すべて県の予算から支出するよう制度改正すること。全国ではすでに40都道府県が学校負担の制度をなくしており、残っているのはもはや茨城を含め全国でもわずかです。
- (5) 教職員の正規採用（専任化）が進むような措置を講ずること。専任教員1人当たりの生徒数が25人を超えているような学校もあるので至急解消されるようにすること。

- (6) 学級生徒数基準を引き下げ教育条件の改善をはかること。少人数学級を実現している学校には補助金を増額すること。

15. 女性の社会参画の拡大 とジェンダー平等の前進のために

日々業務をすすめていくうえで、政策の企画や立案、決定の場に女性が平等に参画することは、ジェンダー平等をすすめる大きな力となります。男女共同参画に関する条例をはじめ、議会基本条例で「性別による差別の禁止」や「政治倫理」が明記されるようになりました。にもかかわらず、依然として女性差別が存在、横行しています。引き続き、女性の社会参画の拡大とジェンダー平等の前進を図ることが求められています。

- (1) 政策の企画、立案や方針決定過程への女性の参画拡大の目標、と現状到達を明らかにすること。
- (2) 女性管理職の登用の目標数値と、達成率を明らかにすること。また増やすための具体的方策を明らかにすること。
- (3) 県の各種委員会における女性の構成比率(目標)を明らかにするとともに、達成率を明らかにすること。
- (4) 県職員をはじめ公務にたずさわるすべての人を対象にセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント防止の研修を義務付けるとともに、県民に対しても広報や講座、学習会の機会を設け推進すること。
- (5) 女性の政治参加を保障するためにも議会で「産休や育休の制度、介護にかかわる休暇制度」など、環境整備をはかるよう県議会に働きかけること。

16. 防災対策、インフラの老朽化対策、身近な安全対策に力を注ぐ

社会資本整備の重点は“過大な需要見通し等による重厚長大なインフラ開発・整備”ではなく、自然環境を生かし、日常生活関連・防災施設やソフトの整備に置くことが人口減少時代および財政制約の状況下において重要になっています。こうしたことから、公共事業は既存インフラの老朽化対策や身近な安全対策をすすめることが県民の強い要望です。

(1) 公共インフラの老朽化対策を急げ

日本経済の高度経済成長期に集中して行われた公共インフラの老朽化・劣化がすすんでいます。中央高速自動車道路笹子トンネル天井板崩落事故は氷山の一角であり、全国各地で同様の事故がいつ起きても不思議ではない状況となっています。また、近年地震や自然災害が頻発するも、公共インフラの老朽化は災害被害を拡大する要因のひとつになっています。早急の整備が強く求められています。

- ①道路・トンネル・橋梁・堤防や公共施設・教育施設など公共インフラの安心・安全の確保にむけ、維持管理予算の増額と点検体制の強化を引き続き国に要請すること。
- ②市町村のインフラ老朽対策が予算と体制不足のためすすんでいない。県としてどのような支援・助言を行っているか、報告すること。

(2) 自然災害に強いまちづくり

日本列島は、地震活動期に入ったと言われています。今後必ず発生するといわれている「南海トラフ地震」「首都直下地震」や、千葉県沖に地震の空白域が発見されていることから巨大地震への備えが必要です。また、「地球温暖化」が原因ともいわれる、台風の大型化やいわゆる

る「ゲリラ豪雨」、竜巻、大雪などによって局部集中的な災害が発生し、都市部での浸水被害や山間部での深層崩壊など、甚大な被害をもたらしています。

自然災害に対する対応や災害に強いまちづくりは急務となっています。

- ①地震や風水害・雪害など自然災害に迅速に対応し被害を最小に食い止めるための“災害緊急出動態勢”および県と市町村の連携体制の状況、災害や大雪など緊急時の建設業者への対応などを明らかにすること。
- ②自然災害の防災・減災インフラ整備としてどのような事業が求められているか見解を明らかにし、今年度の事業計画を報告すること。
- ③地方気象台や地方整備局事務所など県内にある防災関連の国の機関の拡充を国に要望するとともに、県内土木事務所などの体制を充実させること。
- ④災害発生時に実働部隊となる県内建設業者及び建設業従事者の育成、確保をはかること。

17. 「環境行政」放射性廃棄物は厳格な安全管理と情報公開で

(1) エコフロンティアかさまの放射性物質を含むゴミ処理等の実態と問題点

放射性物質を含むゴミは、本来、管理型最終処分場では処理できないはずですが、最終処分場の遮水構造が放射性物質を含むゴミの埋め立て処理を想定しない構造となっているからです。また、放射性物質を含むゴミは、焼却すると濃縮されますから、本来焼却してはいけないものです。東日本大震災後の応急措置として、県内各地の処分場からエコフロンティアかさまに運び込まれ埋め立てられたばいじんは、2013年3月末で、受け入れた総量は41,060トン、セシウム137の総量は672億ベクレルにのぼると試算されます。2013年4月以降2014年8月までに30,696トンものばいじんが埋め立てられたものと推定されます。事業団は、2013年4月以降のセシウム137の平均濃度は、計算できないなどとして情報開示を拒否しています。

セシウム137の放射能半減期が30.1年であるのに対して、最終処分場の寿命は約15年(命綱の遮水シートの保証年数は10年、遮水工協会の自主基準でも15年)です。2013年3月に開催された環境保全委員会資料には、東日本大震災において185mmもの地盤沈下があったと報告されています。遮水工に与えたダメージには大きなものがあったと推定されます。年々劣化していく最終処分場から漏れ出す放射性物質は、環境汚染を引き起こす危険性は大です。エコフロンティアかさまの遮水工敷設は2003年(平成15年)に完成。遮水シートの保証期間10年は既に過ぎています。遮水工協会自主基準の15年もあと3年しかありません。また、放射性物質を含む廃棄物問題に加えて、ガス化溶融炉から排出されるダイオキシン、水銀などの重金属類による環境汚染の問題があります。環境汚染の問題は「人体への影響」の問題です。放射能の内部被曝は遅発性で、病状が現れる多くの場合、数年後からというのが、チェルノブイリの実証例で明らかになっています。以下の事項に回答願います。

- ①放射能を含むばいじんの埋め立てについて、埋め立て量×濃度から、その放射性セシウムの総量が1,100億ベクレルに達していると私たちは推測しています。昨年の県回答では、放射性物質の危険性を判断する基準は、空間線量であって放射性物質の総量ではないと回答されました。放射性物質による水、食物等の汚染など間接的な内部被曝の危険性があることを認めますか。
- ②昨年の追加回答で遮水シートのメーカーは、協和発酵ケミカル(株)、協和発酵ケミカルは現在

「東ソー・ニッケミ(株)となっていると回答しました。主な仕様(型式、材質、厚さ、引張強度、伸び率、耐薬品性、耐用年数)について明らかにすること。

③昨年の県回答では、「日光による紫外線の影響を考慮してその寿命を検討しています。そのため、日光の当たらない地中では当然のことながら寿命が長くなると考えられます」と回答されました。あと何年くらい長くなると考えですか、明らかにすること。

④次の3点について明らかにすること。

a) 昨年は、漏洩検知システムの電位測定電極の測面部、法面部の設置間隔の回答をいただきましたので、漏水検知システムの検知器本体のメーカー、形式、検知方式(動作原理)について明らかにすること。

b) 検知器の設置個数、システム構成、動作確認の定期点検の方法について、明らかにすること。

c) ケーブルの耐用年数について、明らかにすること。

④ セシウムの半減期は30.1年ですが、最終処分場に埋め立て処分された放射性セシウムは遮水シートの寿命が尽きた後の対策を明らかにすること。

⑤ 放射性セシウムは、水溶性で他の化学物質と結合して地下水を汚染します。エコフロンティアかさまの放流水は下水管を通して笠間市矢野の「浄化センターともべ」に運ばれ処理されますが、この浄化センターでは放射性物質は除去できません。

昨年の県回答では、「処分場から流出する浸出水及び浸出水処理施設で処理した後の放流水について、毎月放射性セシウムの測定を行っており、いずれも検出限界以下であることを確認したうえで放流しているため、質問のような想定は考えておりません」と回答されました。放射能濃度が低いほどその計測には技術を要します。どのような計測機器を使い、どのようにサンプリングし、どのように計測しているのか、明らかにすること。

放流水中のろ過径1マイクロメートルの懸濁物質(SS)、溶解性蒸発残留物の濃度、放射能濃度を把握し、明らかにすること。

⑥エコフロンティアかさまの建設に際して環境影響評価を行ったはずですが、環境影響評書を開示してください。現施設は、放射性物質で汚染されたものを焼却したり、埋め立て処分することを想定して建設された施設ではありません。現実には、放射性物質で汚染された廃棄物が処分されています。環境影響評価を見直し直さないのは何故ですか、明らかにされたい。

⑦現在の環境保全事業団は、処分場廃止後は解散されると聞きます。その場合、水質検査はどこがいつまで続けるのですか。また、水漏れ、放射能漏れがあった場合、その補修を行うのはどこですか、明らかにすること。

(2) 一般財団法人茨城県環境保全事業団について

この事業団は県が設立したものであり、エコフロンティアかさまは公的な処分場です。しかし、事業団は私たちの市民の会が再三再四要望したにもかかわらず会談を一貫して拒否し続けています。公的な処分場として、市民との対話の推進、適切な情報開示の促進が必要であることからして、次のことを強く要求します。

①事業団が会談を一貫して拒否するというかたくなな態度を改め、私たち市民の会との会談に即刻応じるよう、県が責任をもって事業団を指導し是正すること。

②事業団は情報公開規程を定めていますが、その実態は、情報公開請求に円滑に応じず、依然として下記の実例のような頑迷な秘密主義が取っています。情報公開が適切に行われるよう、県が事業団の指導・監督を強化すること。

<実例1>

2014年10月29日付けで私たち市民の会が「放射性セシウムの平均濃度を明らかにした資料の開示」を請求したところ、事業団から、11月13日付けで、「濃度が低い事業所では、測定義務が免除される（平成23年12月28日特別措置法の施行について）ことなどから、一部の測定データしか確認できないので、平均濃度を算出した資料はなく開示できない」との回答がありました。

<実例2>

2015年1月14日付けで私たち市民の会が「エコフロンティアかさまに廃棄物を搬入している事業所は約40事業所。免除されているのは1事業所。だから39事業所から搬入された放射性物質を含むばいじんのセシウム137の平均濃度を開示してほしい。」と請求したところ、事業団から、2月27日付けで、「セシウム137の平均濃度は算出していないので開示できない」との回答がありました。すなわち、特別措置法で測定義務が免除されている、濃度が低い事業所が1つあるので、約40事業所全体の平均濃度の算数計算はできない。したがって、平均濃度の測定データは無いし、開示できないという回答です。39事業所は、ばいじんの放射能濃度を測定してエコフロンティアかさまに搬入しているわけです。情報開示請求の趣旨を真面目に理解するならば、39事業所の平均濃度を開示し、ほかに免除事業所が1つありますと回答すれば良いわけです。

「免除されている事業所が1つある」ということを理由に、すべて開示しないというのは、頑迷な秘密主義であるといえます。

(3) 指定廃棄物問題—重大な環境問題として、早急な解決に向け県としても積極的検討を

茨城県内における放射性指定廃棄物の量は、3,600トン（2014年12月末現在）に上っており、それに含まれる放射性セシウムは約600億ベクレルに上ると見られています。（エコフロンティアかさまを監視する市民の会推計）

国（環境省）は、その危険性を認めた上で、「各県に1箇所、遮断型処分場を建設する」としてきた訳ですが、茨城県内の場合、候補地とした高萩市で拒否されて頓挫し、現在に至っています。報道によれば、「現在の場所で厳重に保管し、減衰した順に指定解除を受けて既存の処分場に移す」という首長らの意見が多数で環境省が検討中と聞いています。

しかし、「現在の保管場所で厳重に保管」と言っても、例えば、ひたちなか市にある県の施設である那珂久慈流域下水道処理施設の場合は、標高が5m程しかなく、津波によって拡散する危険性があります。守谷市にある常総環境センターの場合も、利根川、鬼怒川が近く、洪水の心配や、台風や竜巻による拡散の危険性があります。それらの危険性をどう排除できるのかという問題です。同所の担当者が「自然災害などのリスクもある。長く保管することになれば、もっとしっかりした施設が必要」（「茨城新聞」2015年5月17日）と指摘しているとおりです。

しかも、「8,000ベクレル/kg以下に減衰すれば安全となり、既存の処分場に移せば済む」などと言う考え方がるのであれば、安易に過ぎるといって他ありません。問題は、総量です。特措法で「8,000ベクレル/kg以下なら管理型処分場への埋立てを認める」としたがために、既に各地の最終処分場には大量の放射性廃棄物が埋め立てられていることは想像に難くありません。その量を更に増やす事になり、容認できません。龍ヶ崎市にある、くりーんプラザ・龍の関係者から、「濃度が下がったから埋め立てると言っても、地下水汚染の心配は

消えない」(「茨城新聞」同)という指摘のとおりです。

- ①県内の指定廃棄物の所在場所、量(トン数)、核種毎のベクレル総量、保管状況を詳細に明らかにすること。
- ②汚染物質が、天災によって拡散される可能性について検討していますか。検討内容を明らかにすること。
- ③また、言うまでもなく、那珂久慈流域下水道処理施設は茨城県の施設ですから、茨城県としての検討結果を明らかにすること。

18. あらためて総力をあげ霞ヶ浦浄化の取り組みを

2013(平成25)年度にCODが6.8 mg/Lとなりました(2014年7月23日県発表)。2015年COD目標値7.4 mg/Lとする第6期水質保全計画期間中です。この値はCODのピーク値9.5 mg/Lを示した2009(平成21)年度から4年連続で減少、毎期の保全計画においてその目標を1回も達成できなかった20数年の歴史を塗り替えただけでなく、1981年制定の「霞ヶ浦富栄養化防止条例」施行当初の目標値6.8 mg/Lを達成したことになります。

「湖沼水質保全特措法」で指定湖沼となっている霞ヶ浦は「環境基準類型A」で、CODの基準値は3 mg/Lです。条例がかかげた当初目標6.8 mg/Lは「利水上支障がない水質」としての「暫定目標値」でした。第6期計画の長期目標では「泳げる霞ヶ浦」の象徴とされる5 mg/Lが掲げられています。

田淵俊雄著『湖の水質保全を考える』には、「湖内の物質動態や生態系の変化」を含めてまだ不明のことが多い、「もっと湖沼の立場に立つこと」が求められるなど“率直な反省”が語られ、4者(市民、研究者、企業、行政)のパートナーシップの発揮に「無限の可能性がある」と訴えています。霞ヶ浦は国(国交省)が管理者ですが、立地する茨城県にとっては県土の誇りある財産です。本県が主体的に関与し、あらためて高い志と4者のパートナーシップを発揮し、浄化対策の推進にあたることを強く望むものです。

(1) 水質保全計画の事後評価について

条例施行当初の水質目標値を達成したのは、県が推進している水質保全計画に負うところが大きいと考えており、そのご尽力に敬意を表します。ただし、その科学的要因に関しては明らかではなく、県民にも公表されていません。

- ①この結果の分析を行い、水質保全計画のうち寄与した事業とその程度について報告すること。
また、その分析を今後の浄化対策にどのように活かすのか明らかにすること。
- ②「事後評価」の重要性を重ねて指摘してきたが、今回を機に、水質保全計画および個別事業の事後評価を必ず実施し、県民に公表すること。

(2) 霞ヶ浦導水事業の浄化効果の証明について

今回のCOD値はピーク値から4年で2.7 mg/L減少したことになります。一方国は霞ヶ浦導水事業による浄化効果をCODで0.8 mg/Lとしています。この浄化効果予測はシミュレーションによる仮説に過ぎません。

浄化効果を証明するために、「生物多様性」を損なわない方法として、完成後長らく未使用の利根導水路からの送水による実証実験の実施を国に働きかけること。

(3) 水生植物帯造成事業の事後調査

県による水生植物造成事業は見事な抽水植物の繁茂を促し、幾つかの機能を発揮しています。

しかし、水質浄化および魚類の産卵や生育という機能については十分ではないようです。それへの対応として、次の4項目の検討が必要と考えられます。

- ①脱窒作用の条件の付与、②産卵床となる枯死した抽水植物の管理、③沈水植物の繁茂促進、④適正な管理。

水質浄化および生物多様性保全の推進を目的に、4者の共同・連携からなる「水生植物帯研究プロジェクト」による研究および活動を開始すること。

(4) 常陸川水門の操作によるニホンウナギ資源再生

ニホンウナギが激減しこのままの状態が続けば絶滅が懸念される状態です。かつては利根川および霞ヶ浦はシラスウナギ総漁獲量の80%を占めていました。

利根川、霞ヶ浦へのシラスウナギ遡上および親魚の産卵回遊促進という観点から、常陸川水門の適正管理を検討し国・霞ヶ浦河川事務所にその実施を強く迫ること。

19. 人口・水需要の減少を踏まえた「マスタープラン」の早急な改定

現在、県企業局と水道事業者(市町村、広域企業団)との水道用水供給契約は「八ッ場ダム、霞ヶ浦導水などが完成するまで」という条件付きで契約水量が定められています。それでもなお、鹿行・県南・県西・県中央の事業者は年間30億円もの使わない水の分まで過払いしています。

■ 県企業局との過大な契約水量と過払い給水料金(平成21年度実績)

	給水実績 ①	市町村 保有水源②	県水必要量 ③	県契約水量 ④	契約余剰 水量④-③	過払い 給水料金(千円)
鹿行	82,316	27,040	55,276	84,000	28,724	517,032
県南	252,733	24,598	228,135	272,775	44,640	691,027
県西	206,087	192,667	13,420	80,000	66,580	1,478,076
県中央	302,046	285,710	64,332	55,971	10,408	302,248
合計	843,182	530,015	361,163	492,746	150,352	2,988,384

※県北は県企業局から給水されていません。

※水量単位:1日最大給水量トン/日

※県中央は保有水源+契約水量を供給水量が上回る自治体がありながらも

無認可の地下水利用で不足をきたしていないことから、契約余剰水量を推定値にしました。

霞ヶ浦導水、八ッ場ダムが完成する2020年頃には本来の契約「責任引取水」が次のように実施されることが予想されます。

■ 契約水量と責任引取水比較(2010年度 単位万トン/日)

	契約水量	責任引取水	※思川開発	倍率
鹿行	84,000	108,000		129%
県南	272,775	306,075		112%
県西	80,000	80,000	138,000	100% ※173%
県中央	55,971	240,000		429%
合計	492,746	734,075		149% ※161%

どの地域も現状の過大な契約水量の上に、さらに膨大な水量を引取ることになります。ことに県中央は事業者によっては最低でも2倍、最大は7倍もの水量を引取ることになります。すでに県人口は減少期に入り、給水人口も減少を見せ始めています。1日最大給水量は、ついに100万トンを割りました。こうした状況は、県当局は詳細に知っているものと存じます。

(1) 湯西川ダムに加えて八ッ場ダム、霞ヶ浦導水の開発水量を引受けて、県の水道会計は維持できるのか、明らかにすること。

- (2) 県企業局が引受けたとして、水道事業者の経営は持つと思われるのか、明らかにすること。
- (3) 水道事業者が責任引取水を引受けて、水道料金はどれだけ引き上がると想定していますか。需要者が支払えると思うのか、明らかにすること。
- (4) 茨城県の給水実績を踏まえ、将来の人口減・需要減を誠実に受け止め、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業から速やかに撤退すること。
- (5) 現状の高すぎる水道料金の引き下げをすること。

20. 県民に信頼される警察行政、交通安全対策を

後日、別途要求を提出します。

21. 財政を強化し県民福祉増進を予算の中心に

- (1) 事業所の収益向上と労働者の所得向上で県税収入を増加させる

県税は県予算の3割を占め、もっとも大きな構成比となっています。この県税収入を増加させることが歳入面からの財政確立にとって重要です。県税の中心は法人2税と個人県民税であり、法人2税の伸長は少なからず個人県民税に波及します。法人2税の収入は、平成27年度予算786億円が増加傾向にありますが、平成21年度(881億円)を下回る水準にあります。

また、地域間、市町村間の所得の格差が顕著になっています。平均給与所得が最上位の守谷市359万円に比して、最下位の太子町は218万円で4割も低い状態になっています。

県民(個人・法人)の所得の向上に尽力するとともに、欠損法人約7割の現状を打開することが重要です。

- ①平成24年度以降の申告法人数と欠損法人数を報告すること。
- ②欠損法人増加の原因と抜本的な改善策を明らかにすること。
- ③所得の地域間格差解消と所得水準の底上げを財源確保の重点に位置づけること。
- ④所得水準の底上げでは、県庁で働く非正規職員の正規雇用化や時間給等の賃金引上げをはかり、県内全域に波及させることを一つの方策とすること。

また、県庁職員の計画的な大幅採用で雇用創出の流れを築くこと。

- (2) 地方交付税の引き上げと「行革」強要の算定方式反対を国に

県債残高は一貫して増え続け、27年度末見込の臨時財政対策債を含む県債残高は2兆1,666億円となっています。臨時財政対策債は平成18年度から27年度までの10年間の総額が7,463億円、その残高は8,972億円にもなっています。

そして、一般会計上では県債1,453億円(構成比13.8%)、公債費1,475億円(同・12.7%)と、「自転車操業」の状態になっています。

貴職の「地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し」や「国による義務付けや政策誘導は排除するよう求めて」の国への働きかけに敬意を表します。しかし、国は法定率の引き上げにも応じていませんし、「地域の元気創造事業費」での「行革」や地域経済活性化の「成果」での算定、「人口減少等特別対策事業費」では人口増減率などの指標を用いての「取組みの成果」による算定など、「条件をつけてはならない」との地方交付税法に反して依然として算定方式を改めていません。

- ①地方交付税の法定率の引上げと地方交付税法第3条にもとづく公正な交付額の算定をもとめ、引き続き強く国に働きかけること。

②県債残高が増え続け、一般会計の 1.87 倍に達している現状をどのように認識しているか、見解を明らかにすること。

(3) 「3 公社」等の保有土地等に係る負担実績と将来負担について

平成 22 年 3 月末現在で総額約 1,890 億円あった実質的な将来負担見込額が、昨年の回答で「計画の前倒しを含めたこれまでの保有土地対策によって、土地開発公社及び開発公社に係る実質的将来負担は解消され、住宅供給公社についても、第三セクター等改革推進債で計画的に償還する（H26 当初予算額：27 億円）のみ」となったことを明らかにしています。

①各事業の年度ごとの負担実績額および平成 26 年度の将来負担見込残高を明らかにすること（公表の「対策」は理解しづらい）。

②保有土地対策の前倒しとして 4 年間で 890 億円が支出され、保有土地対策の重石がほぼなくなったようです。一般財源で毎年 200 億円程度を補正増したものであり、その負担がなくなった今後の使われ方が重要です。

増額補正予算の財源ができた場合には、「認可保育所の保育士を定着させるために非正規職員を正規雇用化した事業所へ、一人当たり月額 6 万円を 5 年間（沖縄県）や「第 3 子以降の子どもの公立保育所や幼稚園の費用を就学前まで所得制限なしで全額免除」（福井県）などの事例も参考にしながら、県民のくらしや福祉を向上させる施策に充当すること。

(4) 県民福祉優先の財政運営に

莫大な県予算を投入してきた保有土地対策は、開発事業の失敗が税金の無駄遣いに直結することを実証するものとなりました。過度の需要を見込んで着手した茨城空港についても、先行きが心配される状況になっています。霞ヶ浦導水事業や常陸那珂港開発も反対意見に耳を貸さず国に追随して推進しているとしか思えません。

土木費は平成 20 年度 1,583 億円（構成比 15.0%）から減少して平成 25 年度 923 億円（8.6%）となりましたが、その後増加に転じ平成 27 年度には 1,323 億円（同 11.4%）まで復活しています。平成 27 年度の公共事業費は 1,412 億円（同 12.1%）であり、前年比 309 億円・28%増となっています。他に特別会計でも公共事業費は予算化されています。安全・安心に不可欠なものや県民の福祉増進にかかわる事業もたくさん予定されていると思われませんが、国に追随して「社会保障削減、開発事業偏重」に突き進むのではないかと心配されます。県民福祉優先の財政運営を推進するよう求めます。

①平成 25 年度の回答で、開発事業関係を減少させ生活大県関係を増加させてきたことを明らかにしました。この回答に H26、H27 を含めた「一般会計当初予算の推移」を明らかにすること。

②茨城空港にかかる予算の増額を行わないこと。

③常陸那珂港完成分にかかる当初の需要計画と実績および開発事業費を明らかにすること。

④常陸那珂港にかかる新規雇用の創出状況（正規・非正規雇用別に）と地域活性化の内容の特徴点（税収増も含めて）を明らかにすること。